

STARTTS(スタート)バッグご購入者様プレゼント保険
 ～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：一般傷害)～

STARTTS(スタート)バッグご購入者様プレゼント保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に日常生活での予期せぬ偶然な事故により傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

補償の概要

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数(2日)を超えて入院された場合	10,000円 (入院一時金額)	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・ 自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ・ 脳疾患、疾病または心臓喪失 ・ 妊娠、出産、早産または流産 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1) ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ・ テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ・ 山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ・ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ・ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など (注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

【被保険者(補償の対象となる方)】

STARTTSが製造するバッグを購入し、プレゼント保険登録を実施した方本人

【補償開始日時・保険期間】

プレゼント保険登録を実施した日の翌月1日午前0時から6ヶ月後応当日の午後4時まで

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先> フィナンシャル・エージェンシー事故受付デスク 0800-080-0014 (24時間365日無料)

【お申込みにあたってのご注意】

・STARTTS(スタート)バッグご購入者様プレゼント保険は保険契約者を株式会社STARTTS、取扱代理店を株式会社フィナンシャル・エージェンシー、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。

・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社STARTTSおよび株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。本保険の取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本保険の給付金サポート等の保全活動を通じて得た被保険者の情報(但し、いわゆるセンシティブ情報を除きます)について、本保険の契約者である株式会社STARTTSに連携・報告を行い、今後のサービス改善に努めます。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。詳細は株式会社フィナンシャル・エージェンシーのホームページ(<https://www.financial-agency.com/compliance/personalinfo/>)をご覧ください。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険サービスの提供会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。また、本保険の取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本保険の被保険者(補償の対象となる方)に対して、電子メールにより、保険に関するメールマガジン・広告等を配信することができるものとします。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

お問い合わせ先

株式会社 フィナンシャル・エージェンシー
 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19
 恵比寿ビジネスタワー 16F
 TEL: 0120-553-726 (平日10:00-19:00)

【引受保険会社】

au 損害保険株式会社